

近世山陰における日朝交流

—— 山陰の日朝関係史(Ⅱ) ——

内 藤 正 中

1. 善隣友好の朝鮮通信使
2. 朝鮮通信使と山陰地方
3. 幕府の漂着朝鮮船対策
4. 山陰海岸での漂流民救助
5. 米子の竹島一件と浜田の竹島事件
6. 山陰地方からの朝鮮漂着

1 善隣友好の朝鮮通信使

近世江戸期の日朝関係は、善隣友好でもって特徴づけられる。

江戸に幕府を開いた徳川家康は、豊臣秀吉による朝鮮侵略戦争の失敗をふまえて、朝鮮王朝との国交修復を対外政策の基本に位置づけることになった。家康が朝鮮王朝との間での修交を求めたのは、第1には、日本にとってもっとも近くに位置する外国である朝鮮と修交することは、道理にかなうものであるとする理念にもとづくこと、第2には、秀吉の朝鮮侵略に対する明と朝鮮の連合軍による復讐防止策という戦略上の配慮があったこと、第3に、幕府が隣国と交流することは、将軍家の国際性を表現するものであり、新しい幕藩体制下での国内統治に有利であること、第4に、日本と朝鮮との修交は、明や清との間での交流を進める上でも有利になること、などが考慮されていたとされる。⁽¹⁾

以上のような意義がある以上、朝鮮王朝との交流は、徳川家康の強い統制下に一元化される必要があった。そのため、交易については対馬藩だけが許され、交礼の使節は朝鮮国王より徳川将軍にだけ発するものとされ、中世にみら

れたような諸大名による地域レベルでの直接交流は厳禁となった。いわゆる鎖国である。幕府以外の者の外国との交渉は認めず、海外渡航も禁止した鎖国体制下において例外的に認められたのが、「通信の国」としての朝鮮と琉球の両国だけであり、「通商の国」とされた清とオランダの両国であった。ここでいう通信の国とは外交関係を結んだ国であり、通商の国は貿易船の渡来を認めた国をいう。

通信の国である朝鮮王朝との外交関係を代表するものは、幕府による朝鮮通信使の来聘であった。朝鮮通信使は、1607年から1811年までの200年間に12回にわたって来日しているが、正式に「通信使」となったのは、第4回の寛永13年(1636)からであり、さらに將軍の代替り祝儀の信使となるのは、第6回の明暦元年(1655)の通信使以降である。

すなわち第1回の慶長12年(1607)は「修好」を使命とする「回答兼刷還使」としてであり、第2回の元和3年(1617)は、「大坂平定と日域統合」を祝賀することを使命とした「回答兼刷還使」であり、第3回の寛永元年(1624)も「家光の襲職」を賀する「回答兼刷還使」であった。そして第4回の寛永13年(1636)になって「通信使」となるが、使命は「泰平の賀」であり、第5回の寛永20年(1643)は「家綱の誕生」を祝賀する目的であったとされている。⁽²⁾

しかしながら、「回答兼刷還使」とする使節の名称は、中世以来とっていた「通信使」とは、明らかに性格を異にするものである。「回答使」ということは、日本側からの信使派遣要請に対する回答をたずさえた使節であり、「兼刷還使」とは、回答に併せて朝鮮人俘虜の刷還を求める使節であることを意味し、その限りでは、秀吉の朝鮮出兵にかかわる終戦処理が任務であったはずと考えなければならないであろう。

徳川幕府による朝鮮王朝との友好関係を復活させる交渉は、慶長4年(1599)に対馬藩主宗義智が、將軍徳川家康の意を体して開始されて以来のことといわれ、交渉経過の詳細は、先駆的には中村栄孝氏によって、最近では三宅英利氏らの研究を通じて明らかにされている。⁽³⁾

慶長3年(1598)8月の秀吉の死後、朝鮮に出陣している兵に対して撤退が

命令されるとともに、前線では明軍の諸将との和議が進められ、最終的には、朝鮮が使節を派遣して協議することが約束された。しかしながら、朝鮮軍は徹底抗戦の意欲をもっており、明将の主導のもとで成立した停戦に不満があったために、和議のための使節を送らなかった。このことは、朝鮮との交易にすべてをかけていた対馬藩をおびやかし、対馬藩からはくり返して使人を送り講和を要請しつづけた。慎重な姿勢で状況をみていた朝鮮王朝は、慶長11年(1606)3月になって、日本に通信使を送ることの可否について検討し、徳川家康からの国書は、王陵を発掘侵犯した首謀者の捕送を要求することを条件にして、講和交渉に入ることを決定した。

慶長11年(1606)11月、対馬藩は橘智正を派遣して、家康の国書と称するものと、犯陵賊に見立てられた2名を朝鮮に送った。朝鮮側としては、犯陵賊の真偽や家康の書契について疑問をもちながらも、名義上では有利な結果になったことから修好の使節を送ることにした。このとき国王の宣祖は、朝鮮の使節が日本にゆけば、家康は朝鮮が入貢したと称して、群下に誇示するに相違ない、ということまでも見通していた⁽⁴⁾という。こうして慶長12年(1607)1月、正使の呂佑吉以下460余名の使節団が出発、5月に江戸城で将軍秀忠に国書を提出、次いで駿府で家康に会って帰国、ここに日本と朝鮮の友好関係が正式に成立するのであった。

朝鮮側にとっては、日本との友好関係をつくることは緊張を緩和することを意味し、新しい徳川幕府についての情報を収集し、併せて朝鮮人俘虜の刷還を要求するためであった。その場合、俘虜刷還は両国親好の証として日本側の真意を探るテーマにする位置づけも行われていたという。これに対する日本側では、朝鮮への侵略戦争以来中断していた友好関係を回復するために使節が来日するとしか受けとめておらず、「家康書契への回答」を目的とする回答使である⁽⁵⁾ということは、書契を偽造した対馬藩の一部の者だけしか知らないという問題をはらんでいた。

第2回の元和3年(1617)の来聘理由は、「大坂平定、日域統合」であった。これは、伏見城で将軍秀忠に提出した書契の文言によっているが、使節の名称

は「回答兼刷還使」である。このときも、対馬藩は幾度となく通信使の派遣を要請して、再び偽作の国書を送ってようやく実現にこぎつけた。朝鮮側は、対馬藩を牽制すること、俘虜を刷還すること、豊臣氏滅亡後の日本情勢を探索することを目的にして、「回答兼刷還使」を送ってきた⁽⁶⁾。対馬藩に対する牽制とは、慶長12年（1609）に釜山で締結した己酉条約の趣旨に反して、対馬藩が貿易拡大を画策していることに対する措置のことである。

第3回の寛永1年（1624）の信使も、対馬藩の国書偽作と改竄により、「回答兼刷還使」として来日し、日本側では徳川家光の將軍承襲への祝賀使節として受けとめている。このときも対馬藩は、歳遣船の20隻を50隻に増加する要請をしており、従来の貿易制限のために密貿易が増大し、釜山の倭館周辺には、1,000人に達する日本人が滞在して貿易の拡大を迫る状況があり、朝鮮側では日本との友好関係を維持することを重視して、第3回の信使の派遣を決定したのであった。⁽⁷⁾

第4回の寛永13年（1636）から、「回答使」の名目はなくなり、「通信使」の称呼がこれ以後は使われる。その前提には、寛永12年のいわゆる「柳川一件」を契機とする幕府の朝鮮外交一新の体制がある。朝鮮側では、「柳川一件」により不安が除去されたことを喜ぶとともに、対馬藩との友好を維持することが朝鮮の安全を確保することになると判断して、將軍書契の有無にこだわらず、対馬藩主からの要請だけで「宗義成の立場を支持するため」といって信使を派遣してきたのである。⁽⁸⁾日本側では、これを「泰平の賀」を使命とする通信使として受け入れた。

第5回の寛永20年（1643）の通信使は、前後に例をみない「將軍嗣子誕生祝賀」が派遣理由になっている。朝鮮王朝が清朝に報告した文書でも、対馬藩からの要請に応じて將軍に嗣子が誕生したことを祝賀し、日光東照宮の建立にあたって仏具を奉呈することは隣交の道であると、通信使派遣の目的を記している。背景には、北方より清の圧迫を受けた朝鮮が、日本との提携を清に示すことによって牽制する一助とし、併せて日本の国情視察をも意図して派遣を決定したといわれる。⁽⁹⁾

なお、明暦1年(1655)の第6回以降は、將軍襲職のための祝賀信使派遣を日本の側が要請し、朝鮮側はそれにこたえるかたちで通信使が来日したのであった。

<注>

- (1) 三宅英利『近世日朝関係史の研究』(文献出版, 1986年) p. 152.
- (2) 中村栄孝『日鮮関係史の研究』下巻(吉川弘文館, 1969年) p. 302. 中村氏は、初め3回の使節は「回答使」が正称であり、これに俘虜の「刷還使」としての使命を副えて名分を正していると指摘しているにもかかわらず、使節の使命は日本側の史料のみで性格づけている。一般的にいて、これまで朝鮮通信使の来日一覧表を作成する場合、使命(名目)は日本側の一方的な解釈にもとづく性格づけになっており、通信使があたかも徳川將軍家への朝貢使であるかのような理解を導く危険をはらんでいるといえよう。
- (3) 中村栄孝前掲書 p. 253 以下, 三宅英利前掲書 p. 147 以下。
- (4) 「海行録」巻上, 万曆丙午條(中村栄孝前掲書 p. 267.)
- (5)(6)(7)(8)(9) 三宅英利前掲書 p. 162, p. 195, p. 220, p. 254, p. 292.

2 朝鮮通信使と山陰地方

韓国の『高校国史教科書』では、通信使について「日本との関係」の項目で次のように記している。

「壬辰の倭乱以後、日本の徳川幕府は、朝鮮の先進的な文物を取り入れるために、対馬島主を通じて交渉を許可してほしいと朝鮮に懇請してきた。朝鮮では、日本が犯した過ちをとがめながらも、国初以来の交隣政策の原則に基づき、限られた範囲での交渉を許可した(1609年、己酉約条)⁽¹⁾。

こうして釜山にふたたび倭館が設置され、日本人たちはここで米、木綿、薬用人参などを求めて行った。

いっぽう、日本は朝鮮を上国、あるいは文化の先進国と考え、朝鮮の使節を派遣してほしいと頼んできた。特に、幕府の將軍職の継承や日本国内に重要な問題があるとき、彼らは、朝鮮の使節を迎えることで政治的権威を高めようとした。

そこで、朝鮮から通信使が派遣されたが、その一行は500名にもなり、日本では国賓として遇された。日本は通信使一行を通して、先進的な学問や技術を学ぼうと努力し

た。通信使は外交使節であるだけでなく、朝鮮の文化を日本に伝播する役目も果たした⁽²⁾」

たしかに、朝鮮通信使の来日は、鎖国体制下の日本の学者文化人にとって、幕府公許の学問である儒学先進国と国際的に學術文化を交流することができる唯一の機会であった。このため朝鮮側においても、日本での學術的接触にそなえて、通信使とその随員には有能な人物を選び、製述官には文才に長じた学者を充てたという。こうして通信使一行の経路にあたる沿道の旅宿には、日本各地の学者文化人が争って参集し、面接して漢詩を応酬し、書画の揮毫を求めたのである。『草茅危言』には、次のように記してある。

「韓使は文事を主張する故、随分文才に秀でたるを撰みさしこす見えたり、故に沿道客館にて候国の儒臣と詩文贈答筆談の事多し、此方の儒臣多き中には文才の長せぬもありて、我国の出色とならぬもまゝ見えて残念なり、夫はさて置き、又三郎にては平人までも手寄せへあれは館中に入て贈答するに、官禁もなければ、浮華の徒先を争て出る事になり、館中雑沓して市の如く、疎文悪詩を以て韓客に冒触し、その甚敷は一句未熟の輩、百日も前より七律一首やうやう荷ひ出し、一篇の和韻を得て終身の榮として人に誇るなど笑ふへし、……いつれも我邦の大耻、寔に苦々敷事也⁽³⁾」

このためもあって明和1年(1763)には、松平右近将監の名をもって、「朝鮮人江詩作贈答并筆談等に罷出候者、一通りの對話の趣意相認候儀、且古来より二義両説の疑敷所杯を談、或国雅を以贈答仕候様成事は不苦候得共、一分の学力を自負のため異国をなぢり、彼国を貴み候とて我国をあざけり候様なる、第一国体を不弁並筋違候様相見候」といって、「詩作贈答計に候て筆談等は決して仕間敷段、堅申付来候」と達した⁽⁴⁾。しかしながら、「書き物」は禁止していなかったために、「方々より御家老中江書き物の御頼大分申来候、不得已一々御請被成候故、右書き物の儀に付、信使屋敷殊の外騒動、外々御用の妨に成候事甚有之候⁽⁵⁾」という事態ともなる。そのなかでも石見国津和野藩主亀井隠岐守は大量の揮毫を依頼して、幕府当局者に「甚以如何敷事に御座候」といわせている。

「信使の節書き物の御頼有之候は、額字にて候は、二三枚、唐紙に書候事に候は、二枚か六枚、屏風の用に成候外は相成申間敷候、……殊に享保年に亀井隠岐守よりは、長持一竿に裏打致し候唐紙を入被遣候て、書物御望被成候故、道中船中御国まで暇々御書せ被成候得共、全済兼申程に御座候、定て御家中の銘銘望候分も其内に入申候故、如右大分に成たる事と存候、何分益も無之事に、御家老中も餘臨時の御世話を被成、並役人中の手を塞候段、甚以如何敷事に御座候」⁽⁶⁾

通信使の順路は、瀬戸内海を船で大阪にゆき、京都から陸路で江戸に入るものであったが、そのコースからはずれている山陰地方では、朝鮮通信使とは関係がなかったように思われるが、そうではない。津和野藩主亀井隠岐守のような対応もその一例であるが、石見銀山大森代官所では、代官以下が幕府の命で6カ月も出張して任務に当たっている。石見国波根東村の『観聴随筆』には、正徳元年（1711）と享保4年（1719）の例を次のように記している。

「朝鮮人来朝道中入用之人馬之御奉行、山城国伏見ヨリ遠江国荒井迄ハ肥前国天草ノ御代官竹村太郎右衛門様、美作国真島郡御代官平岡孫市様、都築小三郎様三人へ被仰付、依之当御料ヨリ役人被召寄六月二日ニ発足、十二月ニ帰国ナリ、其人数九人ナリ」⁽⁷⁾

「朝鮮人来朝竹田喜左衛門様、駿州藤枝宿一泊リマカナイ往来トモニ御請取有リ、御自分ノ御手代木原甚平殿、仲尾左助殿、地役人ニ柳原権兵衛殿以上三人召寄セラレ、賄事ヲワリ大森へ御下向納方指引埒明ケ、十二月三日ニ江戸へ御発足」⁽⁸⁾

朝鮮通信使一行は、400～500人が約半年をかけて対馬と江戸を往復するのであるから、接待に必要な経費は多額に上った。それは全国各藩に分賦されたものと思われるが、資料がないので詳細はわからない。松江藩の場合についてみよう。

松江藩には、明和4年（1767）から天保13年（1842）までの藩財政収支を一覧した『出入捷覧』がある。この時期における朝鮮通信使の来日は、明和元年（1764）と文化8年（1811）であり、文化8年度については、「江戸臨時貴入用」として、「朝鮮通信使来聘ニ付御高役金」が、来日2年後の文化10年（1813）に279両、文政2年（1819）に279両、同3年277両、同9年279両の支出が計上

されている。このように文化8年の通信使にさいしては、松江藩として15年間にわたって1,114両を4回に分けて上納しているのであるが、明和元年分については、明和4年以降の『出入捷覧』に何らの記載もない。⁽⁹⁾

幕府から割当てを受けた松江藩は、これを領内各村に対して、「百石＝付金一兩二朱」の基準で臨時的賦課徴収をすることとし、「金一兩＝付六十六匁」の銀換算で、5カ年に分けて毎年7月までに納入することとした。

「朝鮮信使来聘＝付先達而従公儀被仰出候御国役金六年以前辰暮五ヶ年之内上納年延之儀仰出其段翌巳二月委曲申談置候処右納金老兩＝付六拾六匁之極直段を以当酉より丑迄五ヶ年之間毎年七月限り銀子＝而御勝手方江可令上納旨尤其郡中寺社領とも被立高毎歳前状之通＝候條右年限之内期月無間違上納有之候以上」⁽¹⁰⁾

各藩は、このほかにも石高に応じて「道中馬鞍皆見」を「七疋 松平荘五郎(松江藩)、六疋 松平周防守(浜田藩)、四疋 亀井隠岐守(津和野藩)、同 松平隼人正(広瀬藩)」などの負担もしている。⁽¹¹⁾

<注>

- (1) 己酉約条は全文12条から成り、第一に、日本からの使人は日本国王使、対馬島主の特送、対馬島内受職人に限定、第二に、対馬島の歳遣船は20隻に減じ、特送船3隻もこのなかを含めること、第三に、受職人を戦時中の功勞者と戦後の俘虜刷還に功のあった者に限るなど、きびしい通交制限を日本側とくに対馬藩に課した(中村榮孝『日鮮関係史の研究』下巻, p. 283.
- (2) 尹学準監修『韓国の教科書の中の日本と日本人』(一光社, 1989年) p. 133.
- (3) 『通航一覽』巻百十一, p. 319.
- (4) 同上 p. 312.
- (5) 同上 p. 305.
- (6) 同上 p. 306.
- (7) 『觀聽隨筆』巻之中(島根県立図書館蔵)
- (8) 同上 巻之下(同上)
- (9) 『出入捷覧』(『新修島根県史』史料篇 2. 近世上) p. 376 以下.
- (10) 文化十年酉七月『朝鮮信使来聘＝付御国役金村別割合帳』(島根県立図書館蔵)
- (11) 杉原 隆「朝鮮通信使と雲石諸藩の負担」(『山陰史談』第17号, 1981年)

3 幕府の漂着朝鮮船救助対策

徳川幕府の外交文書をまとめた『通航一覽』巻百三十六朝鮮国部の「漂着」では、寛永12年（1635）5月に、石見国に漂着した朝鮮国の漁民6名を、対馬藩を經由して送還した記事から始まる。

寛永十二乙亥年

日本国対馬州太守拾遺平義成、奉書朝鮮国礼曹大人足下、客歳初冬、貴国民生業漁獵者四名、漂到于本邦石州辺浦、州主為給糧服補舟楫、遠令使价送達馬島、茲又濟其所之、附回使之便以護還、只在便舌、謹冀炳愿、不宜頓首

乙亥

義成⁽¹⁾

石見海岸での朝鮮船の救助については、朝鮮王朝が日本に派遣した回答兼刷還使の幕府との交渉のなかでも取り上げられたようで、「寛永十三丙子年四月、ことし秋信使来聘により、かの船もし風波の難に遭ひ漂着あらは、何地にても救護あるへき旨、西国、中国の諸大名に、大老、老中より奉書をもてこれを達す」と『通航一覽』にはみえる。⁽²⁾

よく知られているように、幕府の鎖国政策は、寛永16年（1639）以降、きびしい異国船対策をとることになる。「舟着岸の儀御停止之事」「陸地へ不上して早速長崎江可送遣之事」から、翌17年にはさらに「乗来輩死罪被申付候」と厳命する。この幕府の対策を受けて各藩での異国船対策が整備されるのが、鳥取藩では明暦3年（1657）9月の「御船手御法度」をもって、以下の5項目について沿岸各浦に布達する。

明暦三年九月二日

- 一、異国船沖ニ相見候ハゞ早速鳥取江注進可仕候、自然陸近ク相見候ハゞ此方船ニ乗罷出、様子見届早々可令注進事
- 一、異国船難波にあい破損候而、若異国人陸江遁上候ハゞ、異国人氣遣不仕様ニ番等を念を入付置早速可致注進事
- 一、異国船ニ不限不審なる船沖ニ有之、はし船など陸江差越舳ニ候ハゞ、様子見届急可令注進事

一、異国人不図来り候而訴訟之事等申候ハ、近辺ニ奉行人在候之間、可申遣由理候而少もあらたてず可令注進候、若当座ニ至人あまた入事在之ニおいてハ先隣郷之者呼あつむべき事

一、他国船たりといふ共破損候ハ随分精入肝煎可遣事⁽³⁾

異国船対策のなかで、朝鮮、琉球、唐、オランダは特別扱いであった。そのなかでも、「通信の国」である朝鮮と琉球に対しては、「早速船挽船等差出最寄浦々江引入相救候」であるのに、唐やオランダ船の場合は、救助はしても「猥リニ唐人阿蘭陀人等江応対致すべからず、番船之外は右商船へ近寄申間敷、乗組のもの一人たりとも上陸致しなす間敷事」と、厳重に区別されていた。すなわち、

一、当国浦々江是迄朝鮮国之小船漁船等度々漂着致候義も有之候間、朝鮮船と見請候ハ、早速助船挽船等差出最寄浦々江引入相救候手当致し置、見掛次第船表番所江相置差図を受船繫致させ、大森御役所江も早々可致注進候、朝鮮船見掛候而も其所のもの彼是六ヶ敷存、他江譲り候義於有之者急度曲事申付候事

一、唐船阿蘭陀等之商船難破船可及体ニ而漂着之様子ニ見請候ハ、挽船助船等差出相救、是又船表番所江相届大森御役所江早速注進いたし差図ヲ請船繫為致置船附置可申、猥リニ唐人阿蘭陀人等江応対致すべからず、番船之外は右商船へ近寄申間敷、乗組のもの一人たりとも上陸為致間敷事⁽⁴⁾

異国船が漂着した場合は、「はやく船中之人数を改め、陸地に不上して長崎江可送遣之事」とされたが、朝鮮船については、長崎奉行所より対馬藩を經由して釜山に送り返されることになっていた。「宝永七庚寅年、巡検使に答ふ箇条中」には次のように記してある。

一、漂流人之儀御尋の節

私領内へ漂着仕候へは、便宜の節指送り候、若他国へ致漂着、長崎御奉行より御渡し被成候へは、別而使者相添送返申候

一、長州辺其外近国亦は九州之内何れにても、朝鮮船漂着の時は、其所より長崎へ被送、対馬殿の屋敷へ請取候、改所よりの尋相済候上にて、御指図の上対馬へ送り届、対馬より釜山の方へ送り届申候、朝鮮へ帰候て、則委細札明有之と相見え申事に候、左様

て皆々本所へ差帰し申由に候、其時送り参候対馬殿家来へも、殊外挨拶馳走等仕候事⁽⁵⁾

次いで天明4年(1784)には、「其漂着の扱方を改めらる」として、長崎奉行からの返答を待たないで、届出ると同時に送付するようにと、幕府は諸藩に指示をした。

天明四甲辰年九月廿二日

朝鮮人浦々江漂着致し候得は、是迄は其所之領主より、長崎奉行江申遣返答相待、長崎江送り遣し候処、以来は漂着致し候は、早速長崎奉行江申遣返答不相待、引続長崎表江送遣候、其節月番之老中江も可相届候、右長崎表江差遣し候節、旅中等に而萬一不法成儀も有之、手に余り候は、駕籠江締り等附、送遣し候而不苦候

右之趣、領分之内浦々有之候萬石以上之面々、兼而相心得居候様可被達置候⁽⁶⁾

山陰各国から長崎に移送した朝鮮人の具体的な実情については後述することになっている。長崎奉行所から朝鮮国釜山浦への送還を担当している対馬藩にとっては、外交と交易を行う好機であっただけでなく、送還にかかる費用の面でも利潤があったものの如くで、1艘につき「差引三貫七百目程利潤有之儀＝御座候」と、その当時の「長崎にての風聞」は伝えている。

漂民入用と申は、長崎より請取朝鮮へ差遣候入用、並右使者に相送候音物等入用、一艘に付五貫目相懸候儀に可有御座候、対州より蘇木五十斤、並銀高二百六十四匁程の品、重箱鏡葉罐烟筒差遣、朝鮮より返物、人參一斤虎豹皮細布木綿筆墨席等差越候由、拂代凡八貫七百目程に相当申候に付、差引三貫七百目程利潤有之儀に御座候

右漂民乗来候船破船仕、対州の船にて相送り候節は、船代として白米四十二俵充差越仕来の由に御座候、長崎にて漂民逗留中賄料の儀も、対州方にて仕出仕、代金会所より請取来候処、右は長崎聞役持高計にて、役料充行無之候由、長崎にての風聞に御座候⁽⁷⁾

<注>

- (1) 『異国出契』（『通航一覽』第四、第三百三十六）p. 5.
- (2) 『通航一覽』第八、附録卷十五、p. 465.
- (3) 『鳥取藩史』第5巻、p. 817.
- (4) 嘉永七年二月「異国船渡来之節郡中浦々取締被仰出候御ケ條書小前一同請印帳」

(石見国大浦湊林家文書一島根県立図書館蔵写本)

- (5) 「対藩政事問答」(『通航一覽』第四, 第三百十六) p. 1.
 (6) 「制令」(『通航一覽』第八, 附録卷十五) p. 465.
 (7) 「近藤某所蔵留書」(『通航一覽』第四, 第三十六) p. 2.

4 山陰海岸での漂流民救助

山陰海岸における異国船漂着・救助・長崎送還については、すでに大庭良美、杉原隆氏らによる研究がある。したがって、両氏による研究成果に他の資料から補完し、さらに因伯両国も含めて一覽できるように表示した。この一覽表では、寛永12年(1635)より嘉永2年(1849)までの215年間に、石見国で33件、隠岐国12件、出雲国12件、伯耆国3件、因幡国1件を数えている。なお、同じ期間、山口県の北浦海岸では63件の漂着が報告されている。⁽¹⁾

第1表 江戸期における山陰への異国船漂着

1635	寛永12	5月, 石見国に朝鮮国漁民6人が漂着
1659	万治2	11月, 石見国浜田領内に朝鮮人19人が漂着
1663	寛文3	11月, 隠岐国浦之江に朝鮮人10人が漂着
1696	元禄9	伯耆国赤崎に朝鮮人11人が漂着
1707	宝永4	6月, 石見国波根東村に唐人52人が漂着
1717	享保2	4月, 出雲国美保関に異国船来航, 5月, 6月, 8月にも 5月, 石見国和江村に朝鮮人8人が漂着 11月, 石見国黒松浦に朝鮮人6人が漂着 11月, 隠岐国に唐船が漂着 12月, 石見国飯浦三樹島に唐人14人が漂着
1718	享保3	2月, 出雲国十六島に異国船来航, 3月美保関, 7月河下浦に来航
1735	享保20	11月, 出雲国宇龍浦に朝鮮人2人が漂着
1750	寛延3	10月, 隠岐国別府村に唐人4人が漂着
1756	宝暦6	10月, 出雲国鵜峠浦に朝鮮人7人が漂着
1757	宝暦7	1月, 出雲国田儀村に異国人2人が漂着
1759	宝暦9	9月, 出雲国加賀浦に朝鮮船1艘漂着
1767	明和4	12月, 因幡国汗入郡上万村に朝鮮人4人が漂着

1769	明和 6	12月, 石見国津摩村に異国人21人が漂着
1779	安永 8	3月, 石見国尾足に異国人 5 人が漂着
1783	天明 3	3月, 石見国温泉津に朝鮮人 5 人が漂着 石見国宅野村に異国人 7 人, 死者 1 人が漂着
1784	天明 4	出雲国に異国船が漂着
1786	天明 6	石見国に朝鮮人 6 人が漂着
1790	寛政 2	2月, 石見国宅野村に異国人 7 人が漂着 11月, 石見国浅利村に異国人14人が漂着
1791	寛政 3	7月, 石見国浜田近海に異国船来航 11月, 隠岐国島前に異国人10人が漂着
1792	寛政 4	出雲国に異国船漂着
1809	文化 6	2月, 隠岐国に異国船が来航, 松江藩兵派遣 5月, 隠岐国に琉球人が漂着
1810	文化 7	10月, 出雲国口田饑浦に朝鮮人 7 人が漂着
1819	文政 2	伯耆国八橋に朝鮮人12人が漂着 9月, 出雲国差海に朝鮮人 5 人が漂着
1820	文政 3	10月, 隠岐国柳浦に朝鮮船 2 艘が漂着
1822	文政 5	1月, 石見国五十猛村大浦に朝鮮人17人が漂着
1824	文政 7	2月, 石見国津摩浦に朝鮮人16人が漂着
1827	文政10	3月, 隠岐国宇津賀村に朝鮮船が漂着
1829	文政12	1月, 出雲国河下村に朝鮮人 8 人が漂着 11月, 出雲国杵築大喜村に朝鮮人12人が漂着 11月, 石見国長浜浦に朝鮮人 6 人が漂着
1830	天保 1	12月, 石見国松原浦に朝鮮人 8 人が漂着 11月, 隠岐国別府村に朝鮮人が漂着
1831	天保 2	1月, 石見国下府村に朝鮮人17人が漂着 10月, 石見国唐鐘浦に朝鮮人13人が漂着
1836	天保 6	10月, 隠岐国島前に朝鮮人 5 人が漂着
1837	天保 7	7月, 石見国熱田浦に朝鮮人11人が漂着
1838	天保 8	石見国波根東村に朝鮮人 5 人が漂着
1839	天保 9	10月, 伯耆国網代浦に朝鮮人 7 人が漂着
1844	天保15	石見国浅利浦に異国人 4 人が漂着 9月, 石見国五十猛村大浦に異国船来航
1848	嘉永 1	隠岐国島前に唐人 6 人が漂着

1849 嘉永2	2月, 隠岐国島前に異国船来航 12月, 石見国熱田浦に異国人10人が漂着
----------	--

<注>唐人, 異国人というのは中国人でない場合が多い。

大庭良美『唐人おくり』には, 年月日不詳で8件が記載してある。

松江藩「出入捷覧」には, 1764~1841年の間に6回の「異国船漂着」が記載してある。

大庭良美前掲書, 新修『島根県史』年表篇, 史料篇2, 杉原隆「日朝交渉史における山陰海岸の位置・補遺」(島根県立大田高等学校『研究紀要』第8号)により作成。

第2表 江戸期における山陰からの朝鮮国漂着

1637 寛永14	伯耆国米子村の30人が竹島から朝鮮国慶尚道蔚山に漂着, 衣糧を支給してもらって帰国
1666 寛文6	伯耆国米子村の21人, 隠岐国の1人が朝鮮国慶尚道長鬘に漂着
1735 享保20	隠岐国布施村権右衛門ら4人が, 朝鮮国慶尚道慶州の北方に漂着, 翌年帰国
1798 寛政10	石見国の6人が朝鮮国慶尚道甘浦に漂着

『通航一覧』には, 万治2年(1654)の石見国, 寛文4年(1664)の隠岐国への朝鮮人漂着と送還について記してある。

万治二己亥年, 浜田御在城, 朝鮮人九人乗船一艘漂着, 同十一月, 加藤亀右衛門^{哲ずる}に, 康映の家^に朝鮮人召連長崎へ参, 御奉行黒川与兵衛様へ渡す
寛文四甲辰年二月朔日, 異国の小舟遭風波難, 去年十一月十日, 隠岐国浦之江と申所へ漂着す, 船中人数十九人有之, 穿鑿の処, 朝鮮の商売船之由, 領主松平出羽守注進有之付て, 右朝鮮人長崎遣之, 町奉行へ可相渡之, 其上如例彼国へ送遣候旨, 出羽守へ被達之⁽²⁾

具体的な朝鮮人の救助例についてみてゆこう。津和野藩では, 文化12年(1815)に次のような「朝鮮人体之者漂着取計之事」を郡中に布達した。漂流船の発見から救助に至る手続きと注意事項を明示している。

- 一, 漂流之船沖合ニ而見掛ケ, 地方江乗寄候様子見受次第, 即刻書中ニ認メ, 浦方より直に注進可申出候
- 一, 御代官船見番中, 早速出張村役人罷出, 漂流之船地方江弥乗寄り候ハ、, 浦方之者

共差出し力を添繫留，早々上陸之取計有之，無別條上陸いたし候は，其趣人数旁書立可有御注進候

附 上陸いたし候は，近辺之人家江引取，番人可附置候，并乗組人数之内病人等有之候ハ、，医師申付，療養少茂無油断心を付可申候

一、昼之内見掛地方江乗寄せ候，兎角之内夜に入候時者，浜江目当之火を焚，猶御武器藏に有之御紋付揚ヶ挑燈式張可燈候

一、最初注進之上，徒士目附老人，横目老人，即剋被差出，引続郡奉行老人出在，弥漂着相決候節者，為御見分大目付老人被差出，万端御差図あるべくに付，諸道具不取散様可入念候

一、地下人共儀漂流之船中ニ有之候諸道具之類，少シ之預り物，又者讓受候様之儀，手堅御法度被仰付置通，敵重ニ可相心得候，後日於長崎ニ通詞逢対之上相知候ハ、，急度曲事可被仰付候

一、上陸後漂着之船者，随分入念繫留，不実之計ひ仕間鋪候事⁽³⁾

当然のことながら，漂流朝鮮船の救助は，各藩とも同じ手順に従って行なわれている。例えば，明和4年（1767）12月7日，因幡国汗入郡上万村海岸に4名が乗船した漂着朝鮮船の救出報告には，次のように記している。

「御届申上候事，私存内津黄浦大穴磯沖，朝鮮船と相見候拾五人乗老艘，今朝五ツ時漂着仕候ニ付，早速浦人罷出助船差出シ波戸内へ漕廻揚陸仕り，焚火にあたらせ粥等給遣り番船付置申し候，四人之内二人少々不快之様子ニ付，早速医師を懸け腹薬相用ひ□□申□□入助抱仕り遣り申候，仍て御届申上候間，此辻を以て御沙汰なし下さるべく候」⁽⁴⁾

同様の漂流朝鮮船救助の例は，各地でみられたとあってよい。石見国天領大森代官支配の漁村での事例では，救助につづく長崎移送までの手続きと，経費負担について幕府勘定所に伺書というかたちをとっている。すなわち文政4年（1821）12月16日，7名が乗船した朝鮮船が石見国廻摩郡磯竹村大浦に漂着したさいの一件書類であり，朝鮮船漂着にさいしての救助の具体的状況をみることができる。要約すれば次のようになる。

その日は強い西風で海上が荒れていた。昼すぎの八ツ時（午後2時）頃，大浦の沖合に漂流している異国船を発見，村役人は直ちに救助の船数艘を出した。異国船は波にもまれ海岸の岩石に乗りかけ，破損沈没しかかっており，乗

組員は帆柱や梁につかまって救助を求めている。救助船が命がけで6名を救出して上陸させたが、しきりに船を指差して何かをいうので、船中を調べたところ、死骸が一つ梁に結びつけてあった。死者、船、そして船内にあった所持品もすべて引き揚げ、番人をつけて巡視させる一方で、救出した異国人は村役人宅に連れてゆき、粥などを食べさせて手当をした。1名は腹痛の上に痰咳、1名は眼病、1名は足痛であり、医師を呼んで診させ、死骸はとりあえず石灰塩詰にした。乗組員に事情を尋ねたが、「言舌は勿論、筆談にても成難く候」ということであったが、2年前に同郡温泉津村湊に漂着した朝鮮人と同じであることはわかった。

翌文政5年(1822)1月、大森代官は幕府勘定所に対して、次の13カ条の伺書を提出して長崎移送に当たっての指示を仰いだ。読下し文でかかげることにする。

- 一、異国人を長崎へ送るための宿継証文を江戸から石州へつかわされる儀は、前々宿継証文をもってつかわされているので、このたびも御証文を下されるよう仕りたい、この御証文は追って江戸表へ手付手代、銀山役人のうち1人へ持たせて返上するので、先格の通り行き返り御扶持方木錢駄賃舟賃川越賃の御入用を下されたい。
- 一、此度漂着の異国人七人の内、一人船中にて相果てた死骸は桶へ入れ石灰塩詰にしておいたが、この異国人ならびに死骸とも長崎奉行へ送り長崎奉行へ渡すので、この旨長崎奉行へ達しておかれたい。また異国人ならびに死骸とも、宰領の者より宿の儀申し達し次第差図があるよう、長崎奉行へ達しおき下されたい。
- 一、異国人六人白木綿綿入れ様のものを着用しておったところ、潮水につかり、殊に嚴寒の時節に付、木綿綿入れ古着二つづつ、都合十二相調へ着せかへ、夜具等も申し付けておいた。また長崎出立の節は、新しい浅黄木綿綿入れ一つ、円帯一筋、白頭巾一つ、同足袋一足、菅笠一つずつ前々下だったので、此度もそのように入用に付お伺い申し上げる。
- 一、異国人滞留中の食事の儀、一人に付白米九合ずつの積りで、三合ずつ三度食べさせ、その他賄方品々先格を以て取計い、手付銀山役人を付置き吟味させた入用に付お伺い申し上げる。
- 一、異国人船漂着に付、見分並びに異国人逗留中申付けた手付役人同心中間番人等お扶持方木錢御入用を下されたい。
- 一、異国人逗留中並びに長崎へ送る道中にて相煩えば療養を加へ、若し相果てたならば

石灰塩詰にして長崎奉行へ引渡すよう、前々から仰せ渡されているが、此度も同様に心得るので長崎奉行へ御達しおき下されたい。

- 一、異国人が乗り来り打ち砕けた船は、雇船をして積込み長崎へ送届るので、運賃は入札で吟味して請負わせるが、入用はどうしたらよいか。勿論、右積船長崎着の節、同所宿引受取計い宰領の者異国人引渡し相済次第引払う先例である。
- 一、異国人を長崎へ送る節は、異国人並に宰領の者共休泊の儀は、前々道筋は領主賄で通行したので、此度も右の通りに心得る。尤も御料所内並に長崎の分の御入用は下されたい。且つ宰領の者長崎逗留中の旅籠代並に帰った節は先格の通り御扶持方木錢駄賃船賃を下されたい。
- 一、右船岸並に百姓の明屋へ入れておいた死骸番人、家賃その外異国人を入れおいた蔵敷賃、囲矢来、番所入用、所々飛脚賃などの御入用下されたい。
- 一、異国人の内一人相果てた死骸を石灰塩詰にした石灰桶並に上箱とも一式の御入用を下されたい。
- 一、異国人所持の品並に古着などを入れた櫃代並に塩漬を入れた桶代とも一式御入用を下されたい。
- 一、異国人の内三人当時病氣並に痛み所などがあつたので、医師にかけておいた間の薬代膏薬代並に看護人雇賃銀御入用を下されたい。

以上13カ条の伺書の内容は、もっぱら経費負担についての照会であり、救助経費が臨時入用として地元負担にならないように、長崎への出発に先立って、幕府勘定所に確認を求めているわけである。これに対して勘定所からは、13カ条は伺いの通りと心得てよろしい、入用の儀は追って吟味の上伺うべしと回答してきた。長崎送りの宿継証文には、「人足四人馬九疋、従石州長崎迄海上は継船可出候、是は朝鮮人六人外死去人一人石灰塩詰にいたし、宰領二人相添長崎へ差遣候間急度可送届もの也」と記してある。

こうして準備万端をととのえ、長崎に向けて出発したのは2月2日であった。漂着してはぼ50日を経過したときである。付添は銀山付役人、同人手付、中間2人、足軽2人、小者2人、合計8人であり、別に破損した異国船も船に積んで大浦湊を出立した。これは長崎までを運賃950匁で磯竹村の船主に請負させたものである。長崎に到着したのは2月17日であった。

救出朝鮮人の身元確認は、「言舌は勿論、筆談にても成難く候」といわれているように、困難を極めたようである。出雲国神門郡布智村の村役人宅に収蔵し

である『朝鮮人見聞記』は、文化7年(1810)10月28日の口田儀浦、文政2年(1819)9月28日の差海浦、文政12年(1829)11月4日の杵築大森村での漂流朝鮮船救助取調について記している。

文化7年の田儀浦漂着では、郡奉行が筆談で「客徒何処漂流来乎」と尋ねて、慶尚道蔚山府下府内面を出発、10月24日に大風にあつて28日に漂着したことが明らかにされている。救助された6名と死者1名の人名と年令もわかっている。文政2年の差海浦への漂着船は、慶尚道盈徳南江津のもので、乗っていた5名の名前は音読みで仮名が記されている。文政12年の杵築大喜村への漂着船には12名が乗っていたが、年令がわかるだけで、人名は仮名の音読みである。「十二人皆無筆ニシテ下品也、島鄙漁捕ヲ業トスル者」とも記してある。「物不書年不分、此方より碁石ヲ揃…碁石ヲ渡シ候得ハ人ニ年之数ヲ石ニテ分け出シ申候」と、碁石を使ってそれぞれの年令を確認したことがわかる。⁽⁶⁾

なお同資料には、文政2年の漂流民救助にさいして必要とした諸経費は、藩庁に報告した上で出雲国十郡全体に割付けて負担することになっていることについて、「此時物入弍百貫斗り取替郡割へ入れ、長崎奉行へ御送り届相済諸物入等十郡割ニ成テ郡へ戻ルヨシ」と記してある。前述した石見国磯竹村大浦での例では、代官所から幕府勘定方に経費負担について予じめ伺い出て確認をしている。しかしながら、いずれは公的に負担されるにしても、さしあたっては地元の方の経費負担であり、窮迫していた漁村では「難儀仕候」という事態になることは否定できない。隠岐国の関係資料は、漂着船救助の都度、「島中難儀」を訴えている。

享保二年(1717)十一月

唐船着船仕候ニ付、御公儀様ヨリ番船島中へ被仰付、来ル三月迄島中難儀仕候云々⁽⁶⁾

寛延三年(1750)十月

別府村へ唐人船四人乗一艘流レ寄候ニ付、両島御役人様御詣被成、御見分之上、番人島中へ敵敷被仰付、難儀仕候⁽⁷⁾

奉願一札之事

今度唐人船四人乗一艘、当島江流寄候ニ付、両島御役人様御詣被遊御檢分之上、番人等

敵敷被仰付、其上御介抱大切＝被仰付候＝付、島中トシテ賄等随分大切＝相勤申候、然
 処＝今年ハ悪風故、田畑共＝作方損亡仕、島中百姓共当前之粮米＝モ行当リ、恐及難儀
 罷在候、然上＝右唐船御用＝付、莫大之物入等有之、扱々迷惑至極＝奉存候、ケ様之儀
 ハ、前代未聞之事＝御座候得者、此度之諸入用、御公儀様ヨリ被下置儀＝御座候哉、乍
 恐此段奉窺候、若左様之儀＝モ無御座、島百姓共江被仰付儀＝御座候ハ、何卒両島割
 賦＝被仰付候様＝奉願候御事

寛延三年十一月

島中庄屋年寄連判
 (8)

大庄屋殿江

「唐船御用＝付、莫大之物入等有之」といわれるような地元での経費負担に
 対して、「御公儀様ヨリ被下置儀＝御座候哉」と卒直な疑問を表明し、それがで
 きないときには「両島割賦」にしてほしいとまで述べている。

この後、隠岐国へは寛政3年(1791)、文化6年(1809)、文政3年(1820)、文
 政10年(1827)と異国船の漂着があった。

次いで文政13年(1830)11月6日には、別府村耳浦に10人を乗せた朝鮮の商船
 が漂着、2カ月近く介護して松江に送った。

「別府之内耳浦江朝鮮国慶尚道商売船船頭水主共拾人乗漂着、折節荒吹、九日別府村渡
 江漕廻し候、十一月十九日ハ飛船知夫里＝而、賃銭十貫文＝而相頼、渡海いたし候、松
 江＝而御用隙取、十二月十九日帰帆致し候、同廿六日、島後東郷村久平次船＝而朝鮮人
 乗組、別府村出帆、知夫里＝滞留、翌廿七日出帆、廿九日松江表＝入津、翌大三十日異
 国人トモ免足手合＝候処、正月五日迄朝鮮＝而者他出不致候間、差留呉候様願＝付逗留、
 六日出立…」⁽⁹⁾

以上のように、11月6日の漂着以来12月29日の松江送りまで、2カ月近くも
 の間、別府村では10人の漂着朝鮮人を救護していたわけである。隠岐の場合
 は、前年の文政12年(1829)1月に、「御域米難船、並異国人漂着之節、御番方
 会所之外、旅宿賄之儀、是ハ一日老人貳百文ツ、ヲ以可有取扱事、但御域米之
 ハ分野扶持、異国人漂着之節ハ従公儀相渡り候御扶持米を以、右賄代り島方江
 受取候様相心得可申事」と達せられていた。⁽¹⁰⁾ 隠岐国は幕府領で松江藩預け地であ
 ったから、特別経費は幕府が支出したものと思われる。

松江藩の場合は、藩の財政記録である『出入捷覧』に明和4年(1767)から天保12年(1833)までの間での、漂着異国船救助経費の支出についての記録が掲載してある。すなわち、安永8年(1779)に「異国人漂着」として米118俵、264両、天明4年(1784)に310両、寛政4年(1792)に242両、文化8年(1811)に385両、文化12年(1815)には米37俵、326両、文政3年(1820)米110俵、376両、天保1年(1830)米5俵、275両が計上されて臨時経費として支出されている。⁽⁴⁾ さきにかかげた山陰への異国船漂着一覧表とこれを対照させてみると、安永8年の場合が一覧表にはみられず、文政12年1月河下村に漂着した件に対する支出がない。同年11月の杵築村の場合は、「杵築江異国人漂着」として翌天保1年に藩が支出しているのである。

しかしながら、「朝鮮船見掛け候ても、其所のもの彼是六ヶ敷存じ他江譲り候儀これあるに於ては急度曲事申付候事」と、嘉永7年(1855)幕府の朝鮮船漂着対策のなかで付言し、⁽⁵⁾ 嘉永1年(1848)松江藩の布達でも「内分ニ而突流、地方江不近寄様、不法無慈悲成取扱在候儀無之様、……後日外より相願候歟、又者於長崎異国人御吟味之上相知候ハ、其節者稠數御咎可被申付旨」などと具体的に言及しているところをみると、⁽⁶⁾ 救助をめぐる負担などに問題があったように思われるところである。

<注>

- (1) 山陰海岸への異国船漂着については、高瀬重雄『日本海文化の形成』（名著出版、1984）ほか、杉原 隆「日朝交渉史における山陰海岸の位置一補遺」（島根県立大田高校『研究紀要』第8号、1979年）がある。前者では、文政2年(1819)伯耆国八橋宿に漂着した江原道平海州の12名の長崎送り一件と、鳥取県立図書館蔵の「漂流朝鮮人上書の図」を紹介している(p. 217)。また杉原氏の研究は、江戸期に山口県北浦海岸で63件、島根県35件、鳥取県4件の漂着事例を報告している。
- (2) 『通航一覽』第四（巻百三十六）p. 7.
- (3) 津和野藩文化12年「郡中諸向取計覚、当御領浦方江朝鮮人体之者漂着取計之事」（『新修島根県史』史料篇3，p. 598）
- (4) 『鳥取藩史』第3巻。
- (5) 大庭良美『唐人おくり』（山陰中央新報社、1984年）p. 52 以下。

- (6) 「朝鮮人見聞記」(島根県立図書館蔵)
- (7)(10) 宝暦11年「隠州往古以来諸色年代略記」(『新修島根県史』史料篇2, p. 323, p. 337)
- (8) 「笠置伝写本」(『黒木村誌』p. 425)
- (9) 「隠岐御役人御更代覚」(『新修島根県史』史料篇2, p. 311)
- (11) 松江藩「出入捷覧」(『新修島根県史』史料篇2, p. 376 以下)
- (12) 嘉永7年2月「異国船渡来之節郡中浦々取締被仰出候御ヶ条書小前一同請印帳」
(島根県立図書館蔵)
- (13) 『美保関町史料』p. 668.

5 米子の竹島一件と浜田の竹島事件

元禄9年(1696)1月28日、幕府は鳥取藩主松平伯耆守を通じて、伯耆国米子町の商人村川市兵衛と大屋甚吉に対して、竹島への渡航を禁止し同島での漁猟も厳禁した。すなわち、

「先年松平新太郎因州伯州領知の節、相伺の伯州米子の町人村川市兵衛、大屋甚吉竹島江渡海、至于今雖致漁候、向後竹島江渡海の儀制禁可申付旨被仰出候間、可被存其趣候、恐々謹言」⁽¹⁾

これがいわゆる「竹島一件」の結着であり、70余年にわたる米子商人の竹島(鬱陵島)への渡航が禁止されることになった。竹島一件については、幕府の外交文書を集大成した『通航一覧』で卷之百三十七のすべてを充てて、朝鮮国との交渉経過の記録を収めているほか、『鳥取藩史』第6巻でも、地元鳥取藩池田家文書をはじめとする関係資料を収録している。

経過の概略は次の通りである。

元和3年(1617)、越後からの帰途にあった米子の大屋甚吉船が大風に遭って竹島に漂着した。竹島から帰国した甚吉は、幕府に出願することにして村川市兵衛とともに、米子城主転封検使役として米子に来ていた安部正之に依頼し、その斡旋で幕府から竹島渡海の免許を得た。

「從伯耆国米子竹島江舶相渡之由，然者如其今度致渡海度之段，村川市兵衛，大屋甚吉，申上付て達上聞候之處，不可有異議之旨被仰出候間，被得其趣渡海之儀可被仰付候，恐々謹言」

この渡海免許状は、永井信濃守尚政，井上主計頭正就，土井大炊頭利師，酒井雅楽頭忠世の連署で，鳥取藩主松平新太郎（池田光政）に宛てたものである。幕府公許の免許をもって，米子の村川市兵衛と大屋甚吉の両人は「寄合之所務」⁽²⁾のかたちで竹島に渡航することになるのであった。

当時の竹島の状況について『伯耆民談』は次のように述べている。

「竹島は日本を離るゝ事遠くして漢土に近く，境内頗る広活たる島也，大竹喬木盛茂し，禽獸魚鼈多くして，産物足れる島とかや，亦甘露の滝異なる井泉ある事を沙汰す，此島山に生ずる猫は尾短曲也と云，依て曲尾なるを竹島猫と称す，多く虎生と云，亦鮑大きく，串鮑にして産とす，鮑を得る為に岸の竹を撓て海中に沈め，朝にこれを浮ぶ，枝葉附鮑恰も生木子の如くとかや」⁽³⁾

また，享保7年(1722)に幕府が鳥取藩に竹島について照会してきたさいの回答書——「享保九年從江戸御尋書之写」には，竹島の物産について次のように書き出している。

木竹之類

五葉の松，栴檀，タイダラ，キワダ，椿，梅，槻，竹，マノ竹，柗，桐，ガビ

草之類

ニンジン，ニンニク，フキ，メウガ，ウド，ユリ，ゴボウ，アラキハ，グミ，イチゴ，イタドリ，シンシヤ，岩ロクシヨウ

鳥獸之類

ミチ魚，猫，鼠，山雀，雀，アナ鳥，鳩，ヒヨ鳥，カハラヒハ，四十雀，カモメ，鶺鴒，ナヂコ，燕，鶯，熊鷹，其外鷹類⁽⁴⁾

いわゆる「竹島漁」とは，上述の物産のうち，鮑をとって串鮑にするのが主なもので，このほか海鱸（海鹿）を打って魚油にする海鱸油製造，栴檀や大竹を採取した。

米子から竹島にゆくには、出雲国の雲津まで海上10里、雲津より隠岐国焼火山まで23里、焼火山より同国福浦まで7里、福浦より西へ80里で松島へ、そして松島よりさらに西へ40里で竹島に至る合計160里の経路であった。毎年2月から3月に出発して7月に帰国するのが通例で、元禄6年(1693)の文書には、「二月下旬米子出船、雲州雲津に着岸、三月初旬雲津より出船、隠岐国島後福浦に参着、四月十六日四ツ時福浦を出船、同十七日八ツ時に竹島に参着仕候」と記している。竹島漁に使った船は、寛文6年(1666)の例でいえば、15反帆1艘、13反帆2艘で、50人が乗船していたという。⁽⁵⁾

ところが、元禄5年(1692)に渡海してみると、朝鮮人がおり、「国主より三年に一度宛匐取参候に付、獵船十一艘致出船候処、遭難風五艘、人数五十三人此島へ流着申候」ということであった。このため、「朝鮮人拵置候申匐少、網頭巾壱ツ、味噌かうじ壱ツ」を持ち帰って、鳥取藩から幕府に状況を報告した。このときには幕府から、朝鮮人もいずれ帰国するであろうから「何の御構も無之儀」という回答であった。

しかし翌元禄6年に竹島に行ってみると、昨年よりも多い朝鮮人が出漁しており、竹島漁ができなかったため、朝鮮人の通訳ほか1名を米子に連れて帰った。1か月後に幕府の命を受けて長崎に送り、釜山への送還にさいして幕府は対馬藩に指示して、朝鮮人の竹島渡海を禁止するよう申し入れさせた。

これに対して朝鮮側は礼曹参判が元禄7年(1694)9月に回答して、鬱陵島は朝鮮の属島であり、「竹島を以て貴国の地方とし、我国をして其漁船を禁止せしめんと欲して、貴国人我境を侵し、反って我民を拘執するの失をいはす、誠信道に欠くことあらざらんや」と抗議をしてきた。⁽⁶⁾

日朝間の交渉は3年に及び、元禄9年1月になって幕府は、「今、其地理を計るに、因幡を去るもの百六十里許、朝鮮を距る四十里許なり、これ曾て彼か地界たる其疑なきに似たり、…無用小島の故を以て好みを隣国に失する、計の得たるに非ず」として、竹島への渡海禁止を命じた。

それから半年後の5月20日、竹島から朝鮮人11人が乗った船が隠岐国に着岸、伯耆国に行つて請願するところがあるといつて、6月4日に伯耆国赤崎に

到着した。鳥取藩では加露の東禅寺に収容して幕府の指示を待ったところ、幕府は異国よりの願意は長崎以外の地で受取ることがないようにと注意し、長崎に送ることを命じてきた。この件について元禄11年(1698)3月、朝鮮王朝は対馬藩に書を送り、竹島一件の処理については「貴国令を下し永く人の行き漁することを許さずと、詞意丁寧、以てその久遠無事を保つべし、誠に幸なり」と礼を述べた上で、鳥取藩へ直訴しようとしたことについては、陳謝して次のように述べたのである——「昨年漂民の事、辺海の人常に舟楫を以て業とし、風勢によって貴国に漂到する事を致す、是を以て疑ひを其定約に違ひ、他路によるに致すへけんや、呈書の事に至ては誠にその妄作の罪あり、既に是を幽閉し以て後來を懲し、且沿海の地方に勅して更に其令を申明せり」⁽⁹⁾

こうして鬱陵島が朝鮮国の領土であることが相互で確認され、日本人の竹島渡海は禁止されたのである。

だがしかし、「此島両国入合の如く相成居不宜候付…右竹島へ日本人罷渡候儀無益之事に候間、被差留候段領主へ被仰渡候付」という姿勢は、「竹島を朝鮮へ与へ給ふとかや」との認識をもつくりだす。したがって、元禄9年の竹島渡海禁止令が出された後も、日本人の往来はあったものの如くで、『通航一覧』には次のような記事をみることができるのである。

「…むかし隠岐の辺より渡て、大竹を切来て諸方へ売、甚た大にしてよき竹也と云、近来その島へ渡る時は、朝鮮人多く来て、此方の船を見れば鳥銃を打て船を近づけずといふ、この島果して日本の属島なれとも、遂に朝鮮に取られたり」

「…長州の海辺細民、小舟にて此島に往き、竹を研て長府の市店に売る、享保の頃までは能き美竹ありて大に用を便す、いまは絶てなし、何の頃より朝鮮の細民来て居す、近来舟を遣すに、彼の人々鉄砲を放て其島中に入る事を許さず、此故に今は往て竹を研るものなしといふ」⁽¹⁰⁾

享保年間までは隠岐や長門の者が小舟で竹島に渡って大竹を切ってきて販売していたといわれており、その記録を幕府の外交文書は収録しているのである。しかし幕府としても、いつまでも放置するわけにもゆかず、享保7年(1722)

に幕府は鳥取藩に竹島一件についての質問書を送り回答を得た上で、翌8年6月に大坂町奉行所与力同心によって、石見国大森代官所支配の安濃郡波根東村嘉右衛門、邑智郡粕湊村庄右衛門、同郡吾郷村伝左衛門の3名が捕えられ、「七年以前竹島に渡りて唐人の貨物を密に買取りたる罪により」ということで大坂に送られ処分された。⁽⁶³⁾

それから100年後の天保7年(1836)、石見国浜田松原浦会津屋八右衛門船による竹島密貿易が、大坂西町奉行所により摘発され、浜田藩では家老以下が処分されることになった。

天保7年6月14日、大坂町奉行より幕府評定所に引渡されて本格的な取調が着手されたときの嫌疑理由書には、次のように記されている。

石州廻船問屋 会津屋 清 助
右清助 倅 八右衛門

右親清助と申者、先年浜田屋敷え大金之損毛を懸け、清助は死去致し、家名絶候故、六ヶ年前、倅八右衛門江戸屋敷え願出候は、年来親御厚恩を受、其上多く御損毛を懸置候間、為冥加浜田沖竹島と申方に魚沢山に付、漁被仰付候はゞ、年々御運上可奉指上候、御聞濟浜田御役人えも其段被仰渡、八右衛門は浜田え指戻しに相成候処、押而取斗候由右竹島は浜田領沖合之島に而無人島に而、朝鮮向之島に候処、大島に而、日本之刀剣類を魚獵船へ積込、漁船之姿に而異国人と交易を致し候由、刀剣は江戸並諸国より集め、道中筋は浜田用物之会符を用候由、一件⁽⁶⁴⁾

八右衛門のほか、渡海した船乗3名、銀主及び商人6名、浜田藩の家老以下9名が呼出され取調を受け、天保7年12月23日に処分が発表され、八右衛門は死罪を申渡された。評定所による八右衛門の判決理由書によると、刀剣売買のことは記されていない。すなわち、八右衛門は北海筋渡海の途中で竹島に漂着、「右島は人家無之、空島にて良材有之、海岸魚類も多く、漁業材木等いたすならば助成に可相成」と考え、「領主益筋にも相成候由を以て、同島江渡海志願之儀」を、浜田藩勘定方橋本三兵衛に相談、橋本から家老の岡田頼母、年寄役の松井図書に取次いでもらった。藩主の松平周防守康任は、幕府で老中首座の要職にあったことから、「重き御役柄中故、志願も成就可致哉抔相心得」て、

大坂で銀主をさがし、船乗を募って竹島に渡海し、「絵図面相仕立、又は立木伐採、既人参と見込紛敷草根等持帰る始末、御国体え対し不輕儀不届に付、死罪申付る」というものであった。⁽⁴⁸⁾

この竹島事件については、江戸市中でいろいろ取沙汰されており、松浦静山の『甲子夜話』にも多数採録されている。主要な記事を摘記しておく。

「竹島と名づくる者は、其地竹最も多し、因て然り、この竹冬分は雪を冒て伏し遂に海に没す、春に至て漸く起く、然るに海中に在りしとき、匏その枝葉に著くこと毎に多く、来人取て賈利とす。

又聞く、この竹島の竹と云、前の浜田侯の官邸、私室に多く用ひたり、茶室にも用て方柱の如しと、すれば前侯彼地の通路も、言ふ可からざること有らん⁽⁴⁹⁾」

「市中の説には、朝鮮より人参を植置たるを、我が人到りて盗取る旨、朝鮮より対州へ告来り、対州より届に及びたるを、浜前侯勤職中ゆえ執揚ずして済しを、この度頭はれ前侯申開きむづかしからん杯⁽⁵⁰⁾」

「又市説には、竹島近頃は家居並に庫など多く建て、吾邦の甲冑、刀剣、米、紙、又大判金なども渡し、異国と交易に及ぶ、是等に拠るか、当都近来紙の価騰れりと、これ等は私賈の盛んなる由り、如斯歟と。

或は曰、竹島にて朝鮮と交易すと、因て是まで対州へ向けたる物聚らずして、竹島へ散ずるゆえ、対州四五年来、四五十万両の損高に至れりと。

邸外の者云ふは、前の浜田の所為は、竹島を出張所として諸物を取調べ、大船に積で直に清国へ渡して交易す、又竹島より我が地方へ運送するには、漁舟体、目だたざる舟に積て来商せしと⁽⁵¹⁾」

「或方の用人、此方の同役に語りしは、浜田のみにもなく、越後長岡侯の家来も何か同事にて呼出ありしと。

町同心云ふ、浜田遠邦通ひのことは、彼所のみとも云はれず、北国辺海つきの処は、外も多くありて、かの同心の同役などはかの御用筋にて北国へ赴しもあり。

又或人の云ふ、薩州も同事多し、夫ゆえか、権辺に其難を防ぎあるか杯、風言す、⁽⁵²⁾「長崎の人話す、去年来彼地にて唐人抜荷のこと敵敷執正しありて、一通りは取締るべくが、是まで抜荷改方に掛り居たる役筋の者どもへ、密売致す者より相応歩割を以て金を出せば、夫にて見許し置く体の風俗にて…。

或処の話に、評定所か、彼の竹島一件吟味のとき、最初の竹島通ひ交易は対州が起りにて、此事雲州の港を經ざれば通路成らざる訳にて、この国にて手引の者あり、夫より越後の問屋両三家、この荷担の者たる旨白状す…⁽⁵³⁾」

以上のように、松浦静山の耳に入った巷間の情報は、八右衛門に対する判決書に記されていない多くの問題があったことを教えてくれる。竹島貿易の状況もさることながら、とりわけて注目すべきは、この当時、密貿易が越後、薩摩、対馬、そして長崎抜荷などと、公然たる風評が江戸市中を賑やかにしていた事実であり、幕府の鎖国体制の弛緩は明らかであるとしなければならない。それだけに幕府は、天保8年(1723)2月21日、竹島事件にかかわって改めて「異国渡海之儀は重き御制禁に候条」ときびしく布達するのであった。

「今度、松平周防守元領分石州浜田松原浦に罷在候無宿八右衛門、竹島え渡海致し候一件、吟味之上、右八右衛門其外夫々蔽科に被行候、右島往古は伯州米子之もの共、渡海魚漁等致候といへども、元禄之度、朝鮮国え御渡しに相成候以来、渡海停止被仰出候場所に有之、都而異国渡海之儀は重き御制禁に候条、向後右島之儀も同様相心得、渡海致すまじく候、勿論国々之廻船等、海上において異国船に不出会様乗筋等心がけ可申旨、先年も相触候通、弥相守、以来は可成たけ遠沖乗不致様乗廻り可申候

右之趣、御料は御代官、私領は領主地頭より、浦方村町共不洩様可触知候、尤触書之趣、板札に認め高札場等に懸置可申もの也」

<注>

- (1) 「御在府日記」(『鳥取藩史』第6巻, p. 466), 中村栄孝『日鮮関係史の研究』下巻, p. 461.
- (2)(12) 「池田家所蔵竹島関係文書」(『鳥取藩史』第6巻, p. 451.)
- (3)(4)(5) 『鳥取県郷土史』p. 451 以下。
- (6) 「控帳」(『鳥取藩史』第6巻, p. 435.)
- (7)(8)(9)(10)(11) 『通航一覽』第4巻(第百三十七) p. 27, 27, 29, 31, 32.
- (13) 『観聽隨筆』巻之中(島根県立図書館蔵), 田村清三郎『島根県竹島の新研究』p. 23.
- (14) 松浦静山『甲子夜話三篇』3, p. 13, 八右衛門の地元『浜田市誌』上巻などでは、父清助の漂流記を記しているが(p. 240), 伝説の域を出るものではない。『甲子夜話』を使った研究として、森須和男「竹島一件について」(浜田市文化財愛護会『亀山』第14号, p. 27 以下)がある。
- (15)(16)(17)(18)(19)(20)(21) 『甲子夜話三篇』3, p. 225, 14, 15, 16, 20, 22, 156.

6 山陰地方からの朝鮮漂着

山陰地方から朝鮮国に漂着、救助されて送還帰国の記録があるのは、寛永14年(1637)伯耆国米子村の市兵衛船が最初である。同船は30人を乗せて竹島(鬱陵島)に渡航して逆風にあって朝鮮国慶尚道蔚山郡魴魚津に漂着救助され、釜山港外の旧水營で対馬藩の倭館に引渡され、渡海糧米1石、木綿1匹をもらって、収穫した海鹿油、鮑、塩鯨、水牛皮など積載貨物を持って帰国した。⁽¹⁾

「寛永十四丁丑年九月十日、伯州米子といふ所の者、去夏竹島より渡海の刻、被放風朝鮮へ流着の処、彼国のもの令馳走、私曹方より添書簡、対州へ送届の由、宗対馬守より注進之、則彼書翰到来」⁽²⁾

「庄五郎殿御領分伯州之内米子村の村川市兵衛、竹島渡海仕用所相仕廻、六月之末帰国之刻被放風、朝鮮国之内蔚山浦漂流仕候処、日本人故於朝鮮表別て念被入、此方へ被相送候条」⁽³⁾

次いで寛文6年(1666)7月、竹島から帰国途中の米子村大屋九右衛門所有の船が、朝鮮国チャンキリ灘に漂着、船は破損したが、21名の乗組員は救助され、10月に対馬に送られた。このとき、別に漂着した隠岐国の1名の漁民も一緒に送還された。対馬藩の「寛文七丁未年漂流回答」には次のように記してある。

「日本国対馬州太守拾遺平義貞、奉復朝鮮国礼曹大人閣下、去歲獲奉遠書、沃慰極切懇審、我国伯州辺民二十一口、漂海流到貴境、輒蒙濟活、護送館中、…加之隠州一介漂漁、共霑恩恤、替馬沿路以發送」⁽⁴⁾

米子の九右衛門船には、上乘1、船頭1、鉄炮打2、鍛冶1、鮑突3、船大工1、楫取1、桶大工1、水夫10、計21名が乗組んでいた。この当時の竹島渡海の姿をうかがうことができる。彼らは朝鮮国に救助され、滞在中に白米10石10斗、清酒22瓶、東瓜22塊、生鮮22束、甘醬6斗6升を給付され、帰国にさいしては頭倭1人に白米2斗、白紙2巻が、従倭21人に白米各1斗、白紙各1巻が贈られたという。⁽⁵⁾

このほか寛政10年(1798)5月17日には、石見国銀山料の6名が朝鮮国慶尚道景州内甘浦に漂着し、10月27日に対馬を經由して長崎表に送還されてきた。⁽⁶⁾

享保20年(1735)7月、隠岐国周吉郡布施村の船頭権右衛門ら4名が、朝鮮国慶尚道慶州に漂着し、手厚い救助を受けて釜山、対馬、大坂を経て、1年後に隠岐国に帰着した。帰国して松江藩西郷陣屋の郡代米田茂兵衛に宛て提出した「隠州島後布施村権右衛門船四人乗朝鮮国江漂流一卷口上書」が、漂流から帰国に至る全行程を月日を追って詳細を明らかにしている。この資料は、昭和4年(1929)に朝鮮総督府発行の『日鮮史話』第5編に、松田甲により「享保乙卯日本人の朝鮮漂流記」として収録紹介された。⁽⁷⁾以下に「漂流記」の概略を記しておく。

権右衛門船は、権右衛門(64才)を船頭に、権四郎(19才)、清吉(46才)、助五郎(54才)が乗船、130石積の船で、越前国三国港に薪を運ぶため、6月14日に布施を出港、7月7日に三国を出て帰途、11日に暴風にあつて漂流した。20日朝に陸地に近づき、小舟が来たが言葉は通じなかったが、7～8人で水や米をもってきてくれた。所の役人が乗った数艘の船に案内されて南に向かい、夜になって港に入った。陸にはかがり火がたかれ、4～5艘の舟が番につけられた。

翌朝に大勢の朝鮮人が乗り込んで船内を改め、諸道具一切を帳面に書付けて帰った。役人1人が乗船し、14～5艘がついて浦から浦へと送られ、浦ごとに役人が交代して大きな港に入った。3艘の番船がつけられ、毎日米2升5合と味噌、肴、水、薪の支給を受けた。

24日朝、大勢の人が集ってきた。剣をもち馬に乗ったものが2人、乗馬で剣はもたず家来に槍を担がせたものが2～3人、ドラや太鼓を鳴らし吹物を立てて20～30人が集ってきて鉄砲を打った。それから頭らしい人が3人の供と通詞を連れて乗船し、通詞が「これから対馬守様御役所迄送り、日本に送り返すことになったから安堵するように」といわれた。漂着以来、文字を書いて見せられたが無筆者でわからなかったが、通詞の話で助かったということがわかった。

通詞は度々船に様子をみにきてくれた。荒れた夜には6人が乗船して番をしてくれた。

28日に出港、30日に牛岩浦に着いた。漂着したところから海路70里と聞いた。ここは釜山海のなかの湊で、対馬藩の役人20人ばかりがきて船中を改め、船往来手形も出船まで預かるといって持帰られた。役人の1人が毎晩船に泊って親切に世話をしてくれた。

8月1日からは、5日目ごとに白米1斗1升ずつと塩、味噌、薪、干鰯、和布などが届けられた。野菜と肴は毎日朝夕2度ずつで、野菜は大根、南瓜、茄子で、肴はカレイ、石持であった。船をつないだ綱には封印がなされ、船頭や水主は上陸できなかった。14日頃、端折紙4束、味噌1樽、醤油1樽、酢小樽1、縁取4枚、多葉粉6斤、剃刀1挺、同砥1ヶも届けられた。倭館の館守からは饅頭、煮染物色々、松の緑、栗、胡桃がそれぞれ入った杉の大重箱を頂いた。24日頃には綿入木綿着物を貰ったほか、大苦4枚も2度貰った。

9月11日、丘の上に陣小屋がつくられ大幕が張りめぐらされた。そこに館守が駕籠に乗り、槍や鉄砲をもった20人ばかりの供が従っていた。脇の小屋には朝鮮の役人が大勢の供をつれて控えていた。その場所呼び出され、提出した口上書に相違ないことを聞かれ、館守から餅、煮染、御酒を頂戴して引きさがあった。牛岩浦では松の帆柱と帆桁を1本ずつを貰って対馬の大工が船の修理をしてくれた。

10月2日、丘にまた陣屋がつくられ、勢揃いしたところに呼出され朝鮮国王から下し物を頂いた。白木の膳に蕎麦、栗、木練柿、串鮑、串海鼠、干菓子、干鰯、玉子のほか、肉と唐木綿4匹を頂いた。館守からは饅頭、木練柿、煮染、酒を頂いたが、これは「御役人様方被仰付候は国王様よりの贈物は、其方共は見馴ぬ物にて候間、たべ申間敷と右の通に被下置候也」という配慮であった。対馬藩の役人が船中を改め、権右衛門らの身体を改めた上で、「口上の趣前後相違も無之候、其外何の怪敷儀も無之候間、最早順風次第に対州迄御送り被遣由被仰」ということになる。朝鮮国からは米5斗3升入を2俵、館守からは味噌と多葉粉4斤を貰った。

10月6日朝、400石積の船に侍10人と権右衛門が乗り、他の3人は権右衛門船に、対馬の船頭水主も乗船、他に2艘が従って牛岩浦を出発、対馬の佐須奈を経て、10日に府中（敵原）に到着、対馬藩の取調を受け、「口上書に相違無之、其外別条無御座候間、早々大坂へ御送り候様」と申渡された。府中で薪5尺結縄で12貫、白米3斗入1俵、塩1俵、味噌1桶、醤油2升入1樽、酢1升入1樽、銭1貫500文、木綿布子4匹を貰った。府中で宍道国の惣三郎220石積を借りて大坂までの船とし、乗込んだ使者の船橋忠右衛門が船中で権右衛門らから話をきいて「漂流記」を書き記した。

11月25日に大坂川口に着船、対馬藩大坂蔵屋敷の留守居役に連れられて町奉行所に出頭、そのあと松江藩に引渡された。町奉行所からは度々召出されて調べられたが、6月1日に「御預御免被遊、住所御構も無御座候」ということで、本船修復と帰路の糧米として銀160両を借りて、7月6日に出雲国稻積港へ、20日に隠岐国目貫村（西郷）を経て、1年ぶりに布施村に帰国した。

漂着日本船に対する朝鮮国の手厚い救護を知ることができる「漂流記」である。

<注>

- (1) 中村栄孝『日鮮関係史の研究』下巻、p. 461.
- (2)(4)(6) 『通航一覽』3巻（巻之百三十五）p. 609, 616, 618.
- (3) 「寛永十五年宗対馬守より荒尾内匠宛」（『鳥取藩史』6巻 p. 467）
- (5) 『鳥取県郷土史』p. 431.
- (7) 「享保乙卯日本人の朝鮮漂流記」（『日鮮史話』第5編所収）、鳥根県隠岐郡『布施村誌』（昭和61年刊）に「権右衛門の漂流」として現代語訳がある。